●●●●●●御中

立ちどまらない保険。
MS&AD
三井住友海上

海外生産物賠償責任保険（標準契約プラン）のご案内

Product Liability Insurance（Standard Plan)

2013年●月●日

MS&AD 三井住友海上火災保険株式会社

Copyright 2013 三井住友海上火災保険株式会社 無断転載・複写を禁止します。

91685 2013.10/A3E13/A

１．　海外生産物賠償責任保険（標準契約プラン）とは

立ちどまらない保険。
MS&AD
三井住友海上

被保険者が製造・販売した輸出品の欠陥・瑕疵（かし）に起因する、身体障害または物的損害につき、法律上の損害賠償責任を負担した場合に被る損害を補償するのが

「海外生産物賠償責任保険（標準契約プラン）」です。

メリット１　　充実の事故対応サポート

海外PLクレームに対応するため、英文保険約款を使用しています。
世界各地の海外ネットワークを活用し、ＰＬ訴訟の円滑な解決を目指します。

メリット２　　支払限度額の選択肢が多い

支払限度額は１０パターンから選択いただけます。
円建て・米ドル建てでの設定が可能です。

メリット３　　割安な保険料水準

従来の商品よりも最低保険料を引き下げ、ご加入いただきやすくなりました。
＊ご申告内容によっては保険料が安くなる場合もあります。

メリット４　　海外の販売会社も補償対象

海外販売会社が無記名で包括的（※）に追加被保険者に含まれます。

（※）記名被保険者の承認が必要となります。

Copyright 2013　三井住友海上火災保険株式会社　無断転載・複写を禁止します。

2．保険の概要

立ちどまらない保険。
MS&AD
三井住友海上

損害賠償請求時の対応

●万が一、ＰＬクレームに巻き込まれた場合、当社は、被保険者に代わって、経験豊かなクレームエージェント、弁護士等を手配し、的確な防御対応を行います。

海外生産物賠償責任保険では、被害者からの損害賠償請求や訴訟に対して、被保険者（補償の対象者）を防御する権利と義務が当社にあります。当社が防御対応を行うことによって、損害賠償請求事件の対応における困難さを軽減し、訴訟手続等を着実に実施します。なお、当社の防御対応のため、被保険者に必要書類の提出、証人としての証言録取や裁判時の出廷等のご協力をいただくことになります。

対象となる損害

●被保険者が製造・販売した輸出品（対象生産物）の欠陥・瑕疵（かし）に起因する
「身体障害」（※１）
「物的損害」（※２）
につき、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合に被る損害に対して保険金をお支払いします。

※１：負傷、疾病およびこれらに起因する死亡・後遺障害をいいます。身体の障害にいたらない精神的ショックや名誉毀（き）損等は身体障害に含みません。

※２：対象生産物以外の財物（有体物）に対する物理的損害およびこれらに起因するその財物の使用不能損害をいいます。また、偶然な事故に起因して発生した物理的損害を伴わないその財物の使用不能損害を含みます。

Copyright 2013　三井住友海上火災保険株式会社　無断転載・複写を禁止します。

３．お支払いする保険金

立ちどまらない保険。
MS&AD
三井住友海上

損害賠償金

輸出品に起因して生じた他人の「身体障害」や「物的損害」について、被保険者（※）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対する保険金。当社は被保険者に代わって防御対応を行うため、通常は当社から直接被害者側に支払います。

※被保険者の範囲は９ページをご確認ください。

争訟解決のための諸費用

●緊急措置費用
　身体障害事故が発生した場合の応急手当の費用。

●争訟費用
　弁護士報酬等の訴訟・示談費用。
　損害賠償請求により保険金（損害賠償金）が支払われる可能性があれば、被保険者の法律上の損害賠償義務の有無に関わらず当社は防御対応します。結果として法律上の損害賠償義務が無かった（被保険者の勝訴等）場合であってもお支払いします。

●解決協力費用
　被保険者が訴訟の防御等で当社にご協力いただくために要した費用。１日につきUS$２５を限度とします。

●上訴ボンド・差押解除ボンド
　訴訟において要求されるボンド保証料。

Copyright 2013　三井住友海上火災保険株式会社　無断転載・複写を禁止します。

４．保険金をお支払いしない主な場合

立ちどまらない保険。
MS&AD
三井住友海上

●戦争、内乱、暴動等に起因する損害賠償責任
●核物質からなる危険物に起因する損害賠償責任
●地震、噴火またはその結果生じる津波に起因する損害賠償責任
●罰金、違約金、懲罰的賠償金（※）、倍額賠償金等
※懲罰的賠償金：加害者に対しての制裁として賠償金の上乗せを認める制度です。米国などで採用されており、PLクレームでも懲罰的賠償金が課される可能性があります。懲罰的賠償金は加害者（企業）の安全性を省みない営業至上主義に対する制裁などの意味合いがあります。なお、懲罰的賠償金は日本では認められていません。
●保険の対象となる生産物に含まれるアスベストに起因する損害賠償責任
●対象生産物自体の損害
貴社の製造・販売した輸出品（対象生産物）自体に生じた損害。
●欠陥またはその疑いのある対象生産物の回収・検査・修理・交換に要する費用およびこれらに起因する損害賠償責任
●不良完成品・不良製造品（加工品）の損害
不良完成品損害：対象生産物が組み込まれるなどした財物に発生した物的損害。
（例）対象生産物＝「香料」、対象生産物が組み込まれるなどした財物＝「チョコレート」
不良製造品（加工品）損害：対象生産物よって製造された財物に発生した物的損害
（例）対象生産物＝「射出成形機」、対象生産物によって製造された財物＝「プラスチック容器」
★不良完成品・不良製造品（加工品）の損害については、割増保険料をいただき、「不良完成品損害限定補償特約」または「不良製造品・加工品損害限定補償特約」をセットすることでお支払いの対象とすることができます。
お支払いの対象とした場合には、発生した不良完成品・不良製造品（加工品）の時価額を限度に保険金をお支払いします。なお、間接損害（使用不能損害等）は保険金のお支払いの対象となりません。
●契約により加重された損害賠償責任　　等

Copyright 2013　三井住友海上火災保険株式会社　無断転載・複写を禁止します。

５．支払限度額と保険適用地域

立ちどまらない保険。
MS&AD
三井住友海上

支払限度額

●支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。
●標準契約プランでは、身体障害・物的損害事故共通の
　「１事故あたり支払限度額」＝「保険期間中の総支払限度額」を設定します。
支払限度額は以下１０パターン（円建て：５パターン　米ドル建て：５パターン）の中から１つを選択いただきます。

通貨	支払限度額パターン
円建て	１億円、２億円、３億円、４億円、５億円
ドル建て	ＵＳ＄100万、ＵＳ＄200万、ＵＳ＄300万、ＵＳ＄400万、ＵＳ＄500万

●支払限度額は損害賠償金と争訟解決のための諸費用を合わせた限度額です。保険金のお支払額がこの支払限度額に達した場合、その後の事故について保険金をお支払いできなくなります。また、その時点で防御対応している事故についてもその後の防御対応ができなくなることになりますので、十分注意して支払限度額を設定してください。

●北米では損害賠償金に加え、弁護士報酬等の防御対応に要する費用が高額になることが多く、この費用だけで１億円（US$100万）を使い切ってしまう可能性があるため、できるだけ支払限度額２億円（US$200万）以上での設定をご検討ください。

保険適用地域

●標準契約プランでは「全世界（日本を除く）」を保険適用地域として設定します。
　日本を除く全世界にて生じた身体障害・物的損害がお支払いの対象となります。

Copyright 2013　三井住友海上火災保険株式会社　無断転載・複写を禁止します。

６．保険期間と保険金お支払いの関係

●遡及日以降に発生した事故に起因して保険期間中に被害者より損害賠償請求を受けた事故がお支払いの対象となります。

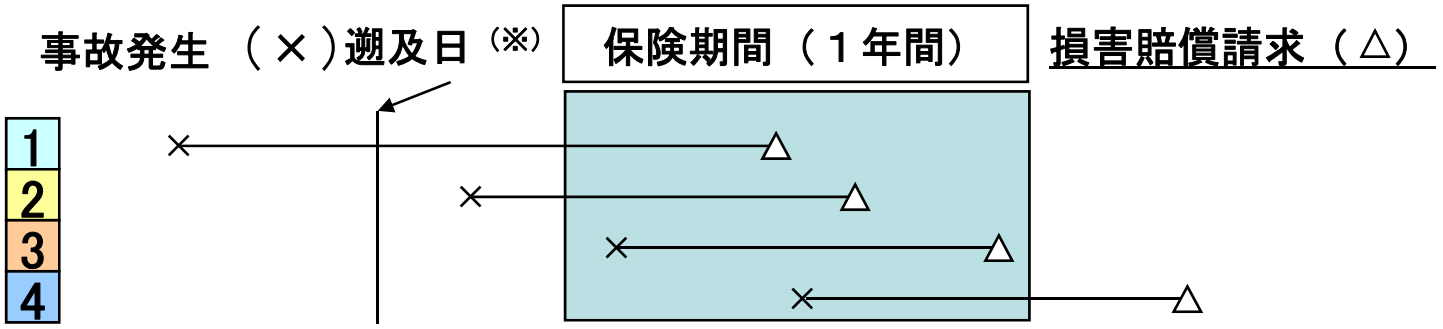

1	：	事故日が遡及日以前なので対象となりません。
2 3	：	対象となります。
4	：	請求が保険期間外なので、対象となりません。継続契約（今回ご加入いただく保険の次年度継続契約）がある場合には、その継続契約の対象となります。

※遡及日は原則として当社の海外生産物賠償責任保険に新規でご加入いただく契約の保険始期日です。

Copyright 2013　三井住友海上火災保険株式会社　無断転載・複写を禁止します。

7．お申込手続きと保険料の算出方法（１）

●お申込みに際して、告知事項申告書をご提出いただきます。告知事項申告書において、対象製品、仕向地別売上高、過去の事故歴（有無）等をご申告いただきます。

●ご申告いただく売上高は下記のいずれかです。
①「過去の実績売上高」
②「保険期間中等※ の見込売上高」
見込売上高の場合は、ご契約に際して暫定保険料をお支払いただき、保険期間終了後、売上実績により確定保険料を計算し、暫定保険料との差額を精算します。ただし、確定保険料は最低保険料を下回らないものとします。
※いずれかの期間となります。
・保険期間中
・保険期間終了日の直前の月末から過去１年間
・保険期間終了日の直前の会計年度末から過去１年間
精算手続が省略できる「過去の実績売上高」のご申告をお勧めいたします。

●保険料は、保険の対象となる生産物の種類・用途※1、輸出先※2、売上高（輸出高）※3、被保険者（補償の対象者）の範囲等をもとに算出します。
※１：保険の対象とすることができない輸出品があります。
※２：間接輸出（直接自社で輸出を行っていないことをいいます。）のみの場合には、海外ＰＬ（標準契約プラン）でのお引受けはできません。
※３：海外ＰＬ（標準契約プラン）では、売上高（輸出高）３０億円が上限です。

海外生産物賠償責任保険（標準契約プラン）告知事項申告書
(Declarations)

<告知事項申告書イメージ>
告知事項申告書は3ページあります。上記イメージは1ページ目です。

Copyright 2013　三井住友海上火災保険株式会社　無断転載・複写を禁止します。

7．お申込手続きと保険料の算出方法（2）

立ちどまらない保険。
MS&AD
三井住友海上

●告知事項申告書において、「5．リスク実態に関する告知」の告知内容により保険料が安くなる場合があります。

確認事項	※告知内容（該当1つにチェック）	
ISO9001、ISO14001、ISO22000のいずれかを認証取得している。（一部事業所・部門における認証取得を含みます。）	□ いいえ	□ はい
保険の対象とされる生産物について、品質を管理する部署または品質管理責任者を置いている。	□ いいえ	□ はい
広告宣伝用文書・販売促進用文書・提案書（パンフレット・リーフレット等）・取扱説明書・製品説明書等について、PL問題を担当する部門または法務部門による審査を行っている。	□ いいえ	□ はい
保険の対象とされる生産物について、クレームに対応する対応方法が文書によって定められている。	□ いいえ	□ はい

＜告知事項申告書イメージ＞
上記は、告知事項申告書2ページ目にあります。

告知内容により、保険料が安くなる場合があります。

Copyright 2013　三井住友海上火災保険株式会社　無断転載・複写を禁止します。

8．被保険者の範囲

●被保険者とは本保険の補償の対象者をいい、次のとおりとなります。

記名被保険者：保険契約者（＝貴社）
追加被保険者：追加被保険者の補償は記名被保険者の対象生産物に起因する事故に限られ、以下の①・②が対象となります。

①国内下請メーカー、国内輸出商社
⇒　１０社まで設定いただけます（※）
※設定する場合は保険料が割増となります。

②記名被保険者が承認したすべての海外販売業者（※）
⇒　無記名にて包括補償（自動セット）
※記名被保険者の対象生産物を販売する日本国外に所在する記名被保険者が承認したすべての海外販売業者をいいます。

日本のメーカー、商社が製品を海外に輸出しようとする際、海外のバイヤーは日本製品の輸入にあたりＰＬクレームについては一切の責任を輸出社側に転嫁すること、また、ＰＬ保険の手配も全面的に輸出社側に要求し、販売人としての自己の責任もその保険でカバーしようとするのが一般的です。

このような、輸出の相手方から要求される責任転嫁、あるいはＰＬ保険付保要請は売買契約書（輸出契約書）の中で 取り決められます。海外PL（標準契約プラン）では、海外に所在する販売人は記名被保険者が承認した場合には無記名で包括補償されますが、リスクマネジメントの観点から契約書作成段階で不当な責任転嫁がないか等、十分に売買契約書の内容をチェックする必要があります。

＜告知事項申告書イメージ＞
上記は3ページ目です。左記①の追加被保険者を設定する場合は告知事項申告書（3ページ）に会社名等をご記入ください。

Copyright 2013　三井住友海上火災保険株式会社　無断転載・複写を禁止します。

９．当社の事故サポート体制

●当社は米国をはじめ、世界各地において輸送機器、産業用機械・器具、化学薬品、消費者用製品等の幅広い製品に関するＰＬ訴訟の防御を行っています。

●多数のクレーム防御の経験を有し、世界各地の充実したネットワークを誇る当社の訴訟防御体制は、海外におけるＰＬ訴訟防御に着実に対応します。

●世界レベルで弁護士やクレームエージェントのネットワークを活用。特に北米についてはクレームハンドリング専門会社「ＭＳＩ　Claims（USA）Inc.」を有し、北米各地での損害賠償請求に対し統一的な防御対応を実施しています。

・三井住友海上
企業火災新種損害サポート部　国際保険金お支払センター（東京）

北米
・ＭＳＩ　Claims（USA）Inc.（ニューヨーク）
ＴＰＡ（Third　Party　Administrator）として、現地で実際にクレーム対応を行うローカル・カウンセルを指揮します。

その他地域
・クレームエージェント／損害調査会社：McLarens　Young　International社、Crawford社等
大手クレームエージェント等が、専門家、法律事務所を活用してクレーム対応に当たります。

Copyright 2013　三井住友海上火災保険株式会社　無断転載・複写を禁止します。

１０．米国ＰＬリスクの特徴（１）

立ちどまらない保険。
MS&AD
三井住友海上

巨大化する米国ＰＬリスク

●アメリカ合衆国では、製造物（製品）に起因する損害賠償請求の訴訟提起件数や賠償評決額中央値（※）が増加しています。

※アメリカ合衆国では陪審制度が導入されており、通常、陪審員（一般市民）の判断（評決）により訴訟の結果が決まります。
中央値とは、賠償評決額の総額を、値の大きさの順に並べたとき、中央にくる数値をいいます。

●右表のとおり1993年頃と2006年頃とでは、訴訟提起件数、賠償評決中央値ともに２倍以上になっています。

製造物賠償責任訴訟提起件数と賠償評決額中央値

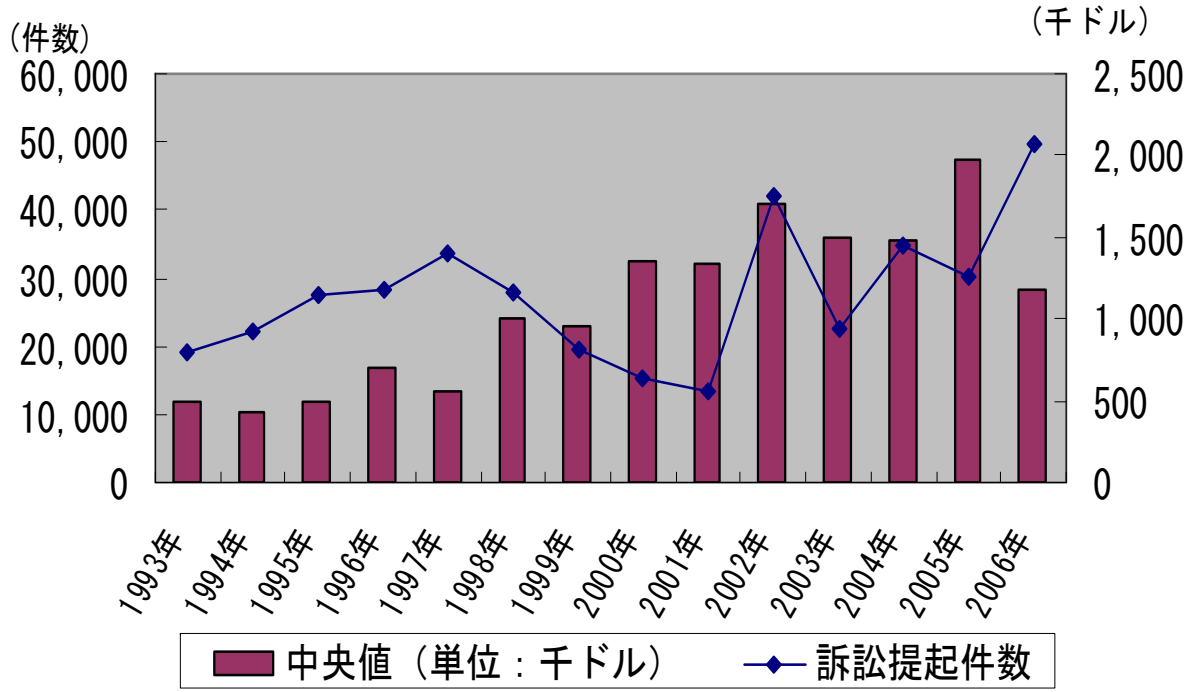

出典：「**Current Award Trends in Personal Injury**」**LRP Publications**

(注）上記は連邦裁判所のデータです。連邦裁判所のほか、州裁判所もあり、訴訟提起件数は州裁判所のほうが多いと言われています。

Copyright 2013　三井住友海上火災保険株式会社　無断転載・複写を禁止します。

１０．米国ＰＬリスクの特徴（２）

立ちどまらない保険。
MS&AD
三井住友海上

米国ＰＬ訴訟の特徴

高額な賠償金

- ●損害賠償金のほか、訴訟コスト（弁護士費用、協力費用）等の各種費用が高額
- ●集団訴訟による賠償金の巨額化

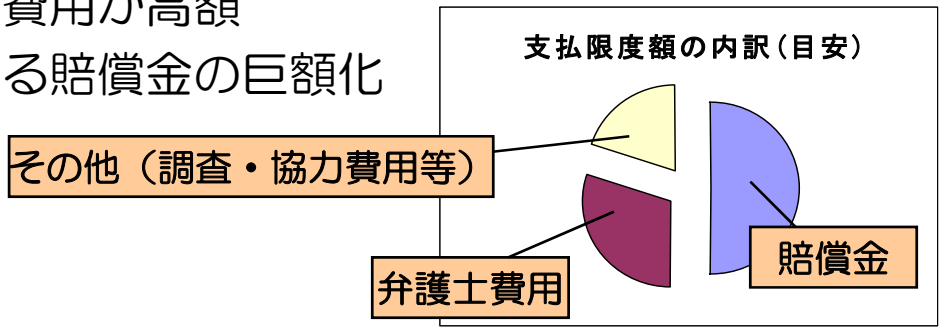

陪審員制度

- ●一般市民が責任の有無や損害賠償金を決定
- ●被害者への同情が先行し、原告有利に偏る判断が下されるケースがある

弁護士制度

- ●原告側弁護士は成功報酬制度（賠償金の30%～50%）
  ※成功報酬制度により、被害者は訴訟費用を負担することなく訴えることができるため米国でのPL訴訟頻度は高い

ＰＬ訴訟リスク対策が重要！

Copyright 2013　三井住友海上火災保険株式会社　無断転載・複写を禁止します。

１０．米国ＰＬリスクの特徴（３）

立ちどまらない保険。
MS&AD
三井住友海上

米国の民事訴訟の流れ

海外で事故が発生し、被害者が損害賠償請求訴訟を提起した場合、事故が発生した地（国）の裁判所に提起されるのが通常です。訴訟社会でありＰＬリスクの高いアメリカ合衆国における一般的な訴訟の流れは次のとおりです。

ＰＬ事故の発生

↓

訴訟の提起
通常、事故発生地（国）の裁判所に提起されます。

↓

訴状送達
訴状（Complaint）を受理した場合は、速やかに当社までご通知ください。

↓

答弁書提出
当社弁護士から提出します。提出期限がありますので注意が必要です。

↓

開示手続
訴訟当事者が互いに自己の主張のための証拠を確保するための情報開示手続きです。

↓

対応方針の検討
検討の結果、この段階で和解し終結する場合も多くあります。

↓

公判
陪審員が選定されます。クレーム対応方針を貴社と協議の上で決定し、方針に従い、証拠提出、証人出廷等を行います。公判前や公判中に和解する場合もあります。

↓

評決
陪審員による判定です。

↓

判決
裁判所による判定。通常は陪審員の評決のとおりとなります。

Copyright 2013　三井住友海上火災保険株式会社　無断転載・複写を禁止します。

１１．ご注意いただきたいこと（１）

立ちどまらない保険。
MS&AD
三井住友海上

【ご契約時にご注意いただきたいこと】

１．お申込みいただく保険の引受条件等についてご確認ください

（１）商品の仕組み

Standard Provisions（普通保険約款）
＋ Products and Completed Operations Liability Insurance Coverage Part（生産物特別約款）
＋ Endorsement（特約）
＋ Declarations（告知事項記載欄）

（２）補償内容

①保険金をお支払いする主な場合
２ページ記載の「保険の概要」のとおりです。

②お支払いする保険金
３ページ記載の「お支払いする保険金」のとおりです。

③保険金をお支払いしない主な場合
４ページ記載の「保険金をお支払いしない主な場合」のとおりです。

（３）セットできる主な特約

セットできる主な特約は次のとおりです。詳細は、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

Additional Insured（和名：追加被保険者特約（国内商社、下請メーカー））	国内の輸出商社、下請メーカーを被保険者とする場合にセットします。被保険者となるのは、記名被保険者のために、または記名被保険者に代わって行った製造・作業に限定されます。
Limited Coverage for Final Product Liability Endorsement（和名：不良完成品損害限定補償特約）	保険の対象生産物が組み込まれるなどした財物に発生した物理的損壊に対して、そのものの価値（時価額）を限度に保険金を支払う旨を規定する特約。ただし、間接損害は免責となります。
Limited Coverage for Manufactured Product Liability Endorsement（和名：不良製造品・加工品損害限定補償特約）	保険の対象生産物によって製造された財物に発生した物理的損壊に対して、そのものの価値（時価額）を限度に保険金を支払う旨を規定する特約。ただし、間接損害は免責となります。
Premium Computation Endorsement （和名：保険料計算に関する特約）	保険期間中の売上高の見込数値に対する割合によって保険料を定めた上で、これらの数値が確定した後、保険料の精算を行うことを定める特約です。
Premium Computation (previous fiscal year)（和名：保険料計算に関する特約（前会計年度末））	保険料の精算に用いる保険料算出の基礎を、「保険期間末日より前の直近の会計年度末時点から過去１年間の保険料算出の基礎の実績数値」とする特約です。
Premium Computation (previous month)（和名：保険料計算に関する特約（直近月末））	保険料の精算に用いる保険料算出の基礎を、「保険期間末日より前の直近の月末時点から過去１年間の保険料算出の基礎の実績数値」とする特約です。
Flat Premium Endorsement（和名：保険料確定特約）	「保険料締結時において把握可能な最近の会計年度（１年間）における保険料算出の基礎の実績数値」に基づき算出した保険料を、確定保険料とする特約です。

（４）被保険者

記名被保険者（保険申込書の記名被保険者欄に記載された方）のみが保険契約により補償を受けられる方となります。
ただし、適用される普通保険約款および特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。

（５）保険期間

保険期間（保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。）は1年間です。
お客さまが実際にご契約いただく保険期間については、保険申込書の保険期間欄にてご確認ください。

（６）引受条件（支払限度額、免責金額の設定）

支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。法律上の損害賠償金のみならず、争訟費用を含めたすべての保険金の合計額に対してこの限度額が適用されます。
免責金額は、保険金としてお支払いする１事故ごとの損害から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。
お客さまが実際にご契約いただく支払限度額、免責金額につきましては、保険申込書の「支払限度額」欄および「免責金額」欄にてご確認ください。

（７）保険料

保険料（保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。）は、支払限度額、免責金額、保険期間等によって決定されます。詳細は取扱代理店または当社まで問い合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険料につきましては、保険申込書の保険料欄にてご確認ください。

（８）保険料の払込方法

保険料の払込方法は、ご契約と同時にその全額を払い込む一時払と、複数回に分けて払い込む分割払とがあります。なお、分割払は保険料が２０万円以上となる場合にのみ、選択することができます。

（９）満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

Copyright 2013　三井住友海上火災保険株式会社　無断転載・複写を禁止します。

１１．ご注意いただきたいこと（２）

立ちどまらない保険。
MS&AD
三井住友海上

（10）解約返れい金の有無
ご契約の解約に際しては、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じてお払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加のご請求をさせていただく場合があります。【ご契約後にご注意いただきたいこと】「２．（２）解約と解約返れい金」（１６ページ）をご参照ください。

２．ご契約時に告知いただく事項についてご注意ください

保険契約者、被保険者には、ご契約時に保険申込書（当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。）の記載事項について事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があり、取扱代理店には告知受領権があります（取扱代理店に対して告知いただいた事項は、当社に告知いただいたものとなります。）。
保険申込書に記載された内容のうち、※印がついている項目は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。詳細は、「重要事項のご説明」をご確認ください。

３．補償の開始時間

始期日の午前０時０１分（保険申込書またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻）に補償を開始します。保険料（分割払の場合は第１回分割保険料）は、特約により保険料の払込みが猶予される場合を除いて、ご契約と同時に払い込んでください。保険料の払込みがない場合、保険期間が始まった後であっても、始期日から取扱代理店または当社が保険料を領収するまでの間になされた損害賠償請求（Claims Made Basis Endorsementがセットされていない契約では「保険料を領収するまでの間に生じた事故」）に対しては保険金をお支払いしません。

【ご契約後にご注意いただきたいこと】

１．損害賠償請求がなされた場合の手続

（１）損害賠償請求がなされた場合の当社へのご連絡等
損害賠償請求がなされた場合、または損害賠償請求がなされるおそれのある状況を知った場合（事故が発生した場合を含みます。）には、直ちに取扱代理店または当社に次の事項をご連絡ください。

○損害賠償請求を最初に知ったときの状況
○申し立てられている行為　○原因となる事実

三井住友海上へのご連絡は
24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」
事故は　いち早く
0120-258-189（無料）へ

（２）保険金のご請求時にご提出いただく書類
被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金のご請求を行うときは、事故受付後に当社が求めるものをご提出いただきます。詳細は、取扱代理店または当社にご相談ください。

（３）示談交渉は必ず当社とご相談いただきながらおすすめください
この保険では、日本国にて損害賠償請求がなされた場合で、保険適用地域に日本国が含まれているときには、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生、または損害賠償請求がなされた場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ当社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。
また、日本国外で損害賠償請求がなされた場合で、損害賠償提起地が保険適用地域内にあるときには、当社は防御対応を行います。詳細は、２ページ記載の「２．保険の概要」の「損害賠償請求時の対応」を参照してください。

（４）先取特権について
日本国保険法に基づき賠償請求権者が先取特権（他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利）を有する場合には、原則として損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

Copyright 2013　三井住友海上火災保険株式会社　無断転載・複写を禁止します。

１１．ご注意いただきたいこと（３）

立ちどまらない保険。
MS&AD
三井住友海上

２．ご契約後、次の事項が生じる場合には取扱代理店または当社にご連絡ください

（１）ご契約後にご連絡いただくべき事項（通知事項）

ご契約後、次に該当する事実が発生する場合には、あらかじめ（事実の発生が保険契約者または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく）取扱代理店または当社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

〇ご契約時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合

また、ご契約後、次のいずれかに該当する事実が発生する場合には、ご契約内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく取扱代理店または当社にご通知ください。

〇ご住所の変更等、保険証券に記載された事項を変更する場合
〇特約の追加・削除等契約条件を変更する場合

（２）解約と解約返れい金

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または当社に速やかにお申し出ください。

■ 解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間（図をご参照ください。）分よりも少なくなります。たとえば、保険期間１年・一時払のご契約を始期日から６ヶ月後に解約した場合、解約返れい金はお支払いいただいた保険料の半分よりも少なくなります。詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。

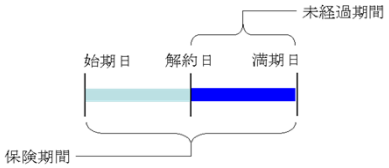

■ ご解約に伴い、保険料のお支払状況等の条件によっては、解約日または満期日等までの期間にお支払いいただくべき保険料について追加のご請求をさせていただくことがあります。追加のご請求をさせていただいたときには、その保険料をお支払いいただく必要があります。

■ 保険契約を解約される場合、お払込みいただいた保険料が最低保険料未満のときは、その差額をお支払いいただく必要があります。

【その他ご注意いただきたいこと】

＜保険会社破綻時等の取扱い＞

引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

引受保険会社が経営破綻に陥った場合のご契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。

この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が２０人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります（保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。）。

補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は８０％まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から３ヶ月までに発生した事故による保険金は１００％補償されます。

＜共同保険について＞

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社は引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

＜その他＞

〇支払限度額、免責金額が外貨建となる契約では、通貨換算日の換算レートによって保険金の額が変動します。そのため、お支払いする保険金の額がお申込み時における換算レートによって計算された保険金の額を下回る場合があります。

〇ご契約に関する個人情報は、当社「個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）」に基づき取り扱います。詳しくは当社ホームページをご覧ください。

〇取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。

〇このパンフレットは「海外生産物賠償責任保険（標準契約プラン）」の概要を説明したものです。補償内容は普通保険約款・特別約款および特約によって定まります。詳細につきましては、普通保険約款・特約等でご確認ください。なお、ご不明な点については取扱代理店または当社までお問い合わせください。

〇ご契約にあたっては、「重要事項のご説明」をご確認ください。

Copyright 2013　三井住友海上火災保険株式会社　無断転載・複写を禁止します。